



国海査第 523 号の 2
平成 24 年 3 月 26 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 秋田 務



船舶検査の方法の一部改正について

今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。

また、関係各位への周知方、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



別紙

平成24年3月26日

船舶検査の方法の一部改正について

1. 改正の概要

- ・海上人命安全条約（SOLAS 条約）の改正に伴う原油タンカーの貨物油タンクの防食措置の義務化を受け、原油タンカーの貨物油タンクの防食措置に関する検査の方法を規定する。
- ・その他、所要の改正を行う。

2. 実施時期

本通達日から適用する。